



市立保育所一覧

	保育所	所在地	電話番号	障害	延長	一時	休日
1	めおと橋保育所	若狹3-32-7	868-5928	○			
2	当蔵保育所	首里当蔵町1-28	884-5924	○			
3	松川保育所	松川2-3-18	832-6861	○			
4	安謝保育所	安謝2-15-2	868-7271	○	○	○	○
5	樋川保育所	樋川1-8-16	832-7451	○			
6	宇栄原保育所	宇栄原598	857-0483	○	○		
7	若狹浦保育所	若狹3-18-6	867-7233	○	○	○	
8	久場川保育所	首里久場川町2-20	886-8042	○			
9	与儀保育所	樋川2-5-21	834-0962	○		○	
10	松山保育所	松山1-30-14	868-5072	○			
11	石嶺保育所	首里石嶺町2-122	886-1052	○	○		
12	赤平保育所	首里赤平町2-67	887-7061	○			
13	泊保育所	泊2-20-8	862-0082	○			
14	大道保育所	三原3-14-7	854-1017	○			
15	小禄保育所	宇栄原3-15-46	857-4033	○	○		
16	城北保育所	首里石嶺町3-227-1	885-4848	○	○		
17	鏡原保育所	鏡原町10-38	857-4188	○		○	
18	大名保育所	首里大名町3-82-1	885-4520	○		○	
19	与儀南保育所	与儀2-10-17	853-4528	○			

認可保育園一覧

	保育所	所在地	電話番号	障害	延長	一時	休日
1	さくら保育園	寄宮1-16-10	832-4549		○	○	
2	みやぎ原保育園	寄宮1-16-1	832-3914		○		
3	わかさ保育園	松山1-28-1	868-7713		○		
4	わかば保育園	寄宮1-7-3	832-6600		○		
5	よしたけ保育園	具志3-20-12	857-1787		○	○	
6	愛泉保育園	安里3-19-16	867-5133		○		
7	しらゆり保育園	識名1-14-43	855-2173		○		
8	マリア保育園	安里3-7-1	863-9879		○		
9	渡保育園	首里金城町2-71	886-4060	○	○		
10	みどり保育園	首里石嶺町4-216-3	886-6016	○	○		
11	野菊保育園	高良1-9-10	857-6849		○		
12	わかめ保育園	首里石嶺町3-199-2	885-2103	○	○	○	
13	大空保育園	首里末吉町3-63	886-0101	○	○	○	
14	ガジマル保育園	銘切1-19-2	866-1174	○	○	○	
15	若杉保育園	首里大名町1-64-5	887-1912	○	○	○	
16	グッピー保育園	曙2-21-12	861-1931	○	○	○	
17	みぎわ保育園	首里石嶺町4-109-1	887-3121	○	○	○	
18	こじか保育園	天久2-5-35	941-4112	○	○	○	
19	ひまわり保育園	小禄1-18-31	857-1268	○	○		
20	ポプラ保育園	壺川2-5-13	853-1819		○	○	
21	あさひ保育園	真地229-4	836-5300		○	○	
22	平和保育園	長田2-34-41	854-7221	○	○	○	
23	千草保育園	山下町10-7	858-4039		○		
24	エミール保育園	寄宮3-3-5	853-0741	○	○	○	○
25	おおたけ保育園	曙2-8-13	863-7388		○		
26	二葉保育園	繁多川1-13-20	834-4691		○	○	
27	玉の子保育園	牧志2-3-15	867-3221		○	○	○
28	こくら保育園	古波蔵2-4-32	834-6000		○	○	
29	松島保育園	松島2-1-12	886-1366		○		
30	愛心保育園	上間384-15	854-5386	○	○	○	
31	琴の音保育園	首里寒川町2-68-1	886-3221		○	○	
32	第二エミール保育園	国場1180-7	832-6006	○	○	○	
33	コスモ保育園	牧志2-17-21	869-1212		○	○	
34	すがやま保育園	金城2-3-10	858-8181		○		
35	玉の子夜間保育園	牧志2-3-15	867-3221		○		
36	たばる愛児保育園	田原3-12-4	857-1769		○	○	
37	みやび保育園	安謝1-8-23	941-5567		○	○	
38	童の城保育園	銘切3-17-1	860-4710		○	○	
39	あやめ保育園	字小禄980	858-2005		○	○	
40	はとぼっぼ保育園	宇栄原850-2	857-7491		○	○	
41	いちごえ保育園	田原4-2-14	852-0244		○	○	

※上記一覧表は平成16年度の状況です。平成17年度には変更がある場合もあります。

那覇市水道局発注水道施設工事等の入札参加資格取得申請の受付について

平成17・18年度に那覇市水道局の発注する「水道施設工事」、「水道材料購入」及び「漏水調査業務」の競争入札参加資格取得申請の受付を行います。

申請書類等の配付期間	平成16年12月13日(月)～平成17年1月14日(金)
受付期間	平成17年1月4日(火)～31日(月)まで9時～11時30分、13時～16時30分(ただし、土・日・祝日を除く)
受付場所	水道局総務課契約係(水道局庁舎3階)
申請書類等	申請要領による

お問い合わせ 水道局総務課契約係 ☎832-4171(内線228)

那覇市発注建設工事等の入札参加資格審査申請の受付について

平成17・18年度に那覇市の発注する「建設工事」、「業務委託(測量・コンサルタント等)」の競争入札参加資格審査申請の受付を行います。なお、受け付ける登録業種については、5業種以内に制限しております。

申請書類等の配付期間	平成16年12月13日(月)～平成17年1月14日(金)
受付期間	平成17年1月4日(火)～31日(月)まで9時～11時30分、13時～16時30分(ただし、土・日・祝日を除く)
受付場所	契約検査室(新都心銘切庁舎5階)
申請書類等	提出要領による

お問い合わせ 契約検査室 工事契約班 ☎951-3253

平成17年度 保育所入所児童募集

平成17年度市立及び認可保育園(所)への入所児童を次のとおり募集します。

【対象】那覇市内にお住まいで保護者が仕事・病気・出産などのため児童を保育するに支障がある世帯の「保育に欠ける」児童

【申込み用紙交付】平成16年12月15日(水)～28日(火)の午前8時30分～午後5時まで(昼食時間を除く)

【用紙交付場所】こども課または各保育所(園)

【申込み受付期間】平成17年1月4日(火)～17日(月)まで(昼食時間を除く)

【受付場所】市役所本庁2階こども課

【希望する保育所(園)は自由】に選べますが、希望保育所(園)への申込者が多数の場合は選考になります。

【平成16年1月以降に提出済】間の増加などにより児童

【特別保育】市立及び認可保育園(所)では、通常保育のほか、次の特別保育事業を行っています。詳しいことは、こども課へお問い合わせください。

●延長保育サービス 通常保育を利用する保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加などにより児童

●地域子育て支援センター 母子生活支援センター(さくら)の地域子育てネットワークの

●乳幼児健康支援一時預かり 病気の回復期にあるために集団保育が困難な児童で、保護者の仕事の都合などで家庭で面倒をみることでできない児童を預かってデイサービスを行います。(安謝小児クリニック、こくらクリニック、母子生活支援センター(さくら) 活支援センター(さくら) にお問い合わせください)

●短期入所(ショートステイ)生活援助 市内に在住する3歳～満12歳までの児童を保護者の入院、加療、療育その他の理由で一時的に養育できない場合に、おいて、通園、通学、食事や身のまわりの世話等の生活援助を行う事業です。(母子生活支援センター(さくら) 活支援センター(さくら) にお問い合わせください)

【意見の提出先】提出方法 意見提出の様式はありませんが、氏名、住所、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

●匿名で電話での意見については受けかねますので、あらかじめご了承ください。

●電子メール送付先 myyoko001@neo.city.naha.okinawa.jp

●郵送先 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1

【意見の提出期間】平成16年12月1日(水)～平成16年12月28日(火)

【その他】提出された意見については公表しますが、住所・氏名・電話番号など個人情報については公表しません。いただいた意見については意見のまとまりごとに整理し、本市考え方を公開いたします。個別に回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ】情報政策課 ☎861-5044

ホテル業務アシスタント講習受講生募集

【期間】平成16年12月7日(火)～17日(金)までの期間内

【会場】ロワジールホテルオキナワ他 那覇市西3-2-1

【対象者】60歳台前半層で就職希望者の方 (受講料) 無料 (定員) 15名

【お問い合わせ・申込】(社)那覇市シルバー人材センター ☎885-6210

インターネットで申告 始めませんか?

ご自宅や事務所から手軽に申告・納税ができるようになりました。なお、利用に当たっては、事前に「電子申告・納税等開始届書」を所管税務署へ提出することが必要です。

【利用できる手続き】

①所得税、法人税及び消費税の申告

②国税の納付(全税目)

③申請・届出等(青色申告の承認申請、納税地の異動届出など)

お問い合わせ 那覇税務署 ☎867-3101 ホームページ <http://www.nta.go.jp>

消費税の届出はお済みですか?

新たに課税事業者となる個人事業者の方へ

新しく課税事業者になる要件は 平成15年分の課税売上が1,000万円を超える個人事業者

【消費税の納税義務は】平成17年度分の事業から消費税の納税義務が発生します

【手続きは】「消費税課税事業者届出書」を所轄税務署に速やかに提出してください

ラジオ「那覇市民の時間」は毎週日曜日午前11:45～(ROK864KHZ)。みんなで聞いてね!!